## 法学委員会分科会の設置について

## 分科会等名:関係性における暴力分科会

1 武尼禾吕△夕	法学委員会
1   所属委員会名   (複数の場合	(広子安貝云 
は、主体となる	
は、主体となる   委員会に〇印	
安貞云にOFF	
2 委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3 設置目的	多くの暴力は一定の関係性の中で生じる。特に、被害者が
	子ども、障がい者や高齢者、女性の場合といった脆弱な人た
	ちに対して行われる場合で、その人たちが生存のために依存
	している人からの暴力の場合には、より大きな影響が生じ
	る。被害者にとって、その暴力自体による影響はもちろんの
	こと、強制的な関係性の切断等が起こることによって、生存
	の基盤すら危うくなることも少なくない。
	それぞれの関係性を規定している法は、多くの場合、この
	ような否定的な影響を少なくするのではなく、強化する役割
	を果たしている。さらに、子ども、夫婦、パートナーといっした。
	た人間関係を規定している法は、基本的に友好な関係性を前
	提としており、暴力による一方的な支配が行われることを予した。
	定しないという問題もある。
	法がこのような関係性の暴力の存在やそれによる否定的
	な影響とどのような形で関連しているのかを多角的法横断
	的に検討することにより、法の役割を再検討することによ
	り、法が持つ暴力を抑止する役割を確認する。
4 審議事項	1 関係性における暴力の実態を明らかにする。合わせて、
	「暴力」の関係における意味を明らかにする。
	2 関係性における暴力を強化している法制度について、総
	合的に検討する。
	3 関係性における暴力の影響を最小化するための法制度
	の再構築の提案を行う。
5 設置期間	時限設置
	常設
6 備 考	※新規設置